したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令による第３種第３級の規格に基づき、バイパス方式により歩道を備えた２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和56年12月26日に都市計画決定され、平成16年５月17日及び平成23年３月25日に変更決定された都市計画と、のり面の一部を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、線形不良箇所及び幅員狭小箇所の存在により車両の安全かつ円滑な交通に支障をきたしており、歩行者等の安全な通行にも支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、沿線自治体の長である海南市長等からなる県道海南金屋線改修促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　和歌山県海南市役所

○四国地方整備局告示第五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年六月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十七日

四国地方整備局長　足立　敏之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百九十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
今治市大西町脇甲一七二六番一七から同市大西町脇甲二二六番二六まで	後前	一三・一メートル 一三・一メートル	〇・一キロメートル 〇・一二三メートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○北海道開発局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　室蘭圏都市計画道路事業三・三・三〇一号中央通

三　事業施行期間　自平成二十一年六月十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第七十三号の事業地のうち登別市若山二丁目及び若山一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年六月十七日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　岩内都市計画道路事業三・四・三号停車場通及び三・三・五号八幡通

三　事業施行期間　自平成二十三年六月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　北海道岩内郡岩内町字高台、字栄及び字宮園地内

使用の部分　なし

官報告

官庁事項

四国地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年６月 17 日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　河川の名称　吉野川水系中鳥川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成23年６月17日

3　廃川敷地等の位置　徳島県美馬市美馬町字境目39番73地先から同市同町字境目39番10地先まで

4　廃川敷地等の種類及び数量

土地　14,023.69平方メートル

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 23 年６月 17 日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　河川の名称　吉野川水系吉野川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成23年６月17日

3　廃川敷地等の位置　徳島県美馬市美馬町字境目44番１地先から同市同町字境目１番１地先まで

4　廃川敷地等の種類及び数量

土地　17,048.17平方メートル